

4.地域包括支援センターの運営について

(3) 平成 28 年度のランチ公募について



加賀市健康福祉部長寿課

平成 28 年 6 月 23 日

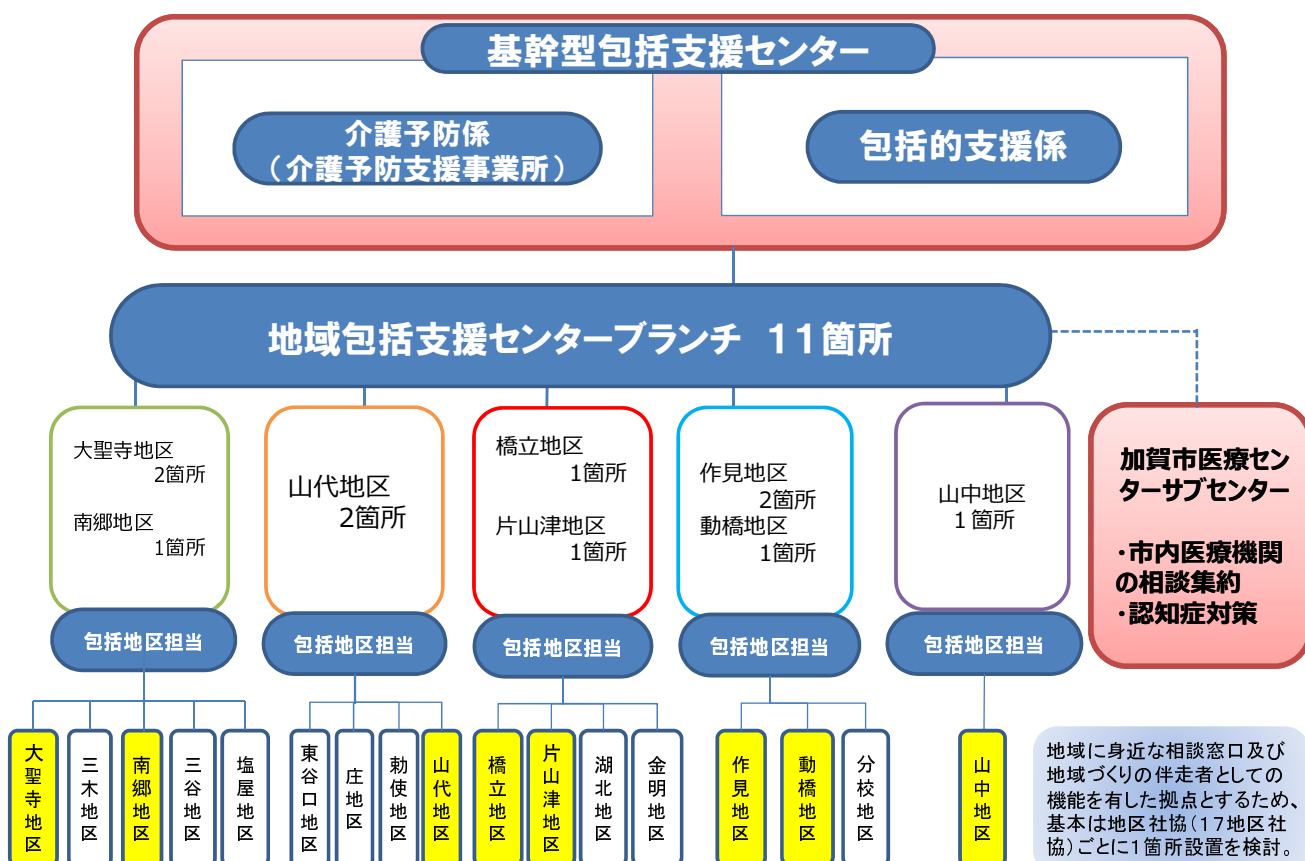
加賀市地域包括支援センターランチ及び地域福祉コーディネート業務における今後のスケジュール(計画)

加賀市では地域包括ケアシステムの構築に向けて、段階的に包括ランチの整備を行うこととしており、平成28年度においては新たに5箇所の設置を予定。

年度	設置数	地区
平成27年度	6	橋立、動橋、片山津 大聖寺、山代、 山中(山中温泉、西谷、東谷)
平成28年度	5	大聖寺、山代、南郷 作見2
平成29年度	5	片山津、金明、 庄、分校、山中(河南)
平成30年度以降	残り6箇所第7期中に設置を予定	
備考	●設置数の上限 1法人2事業所設置までとする。 1法人1地区1事業所設置までとする。	

平成28年度 地域包括支援センターの設置

イメージ



応募資格

応募受付日において、加賀市内に地域密着型サービス事業所を運営する法人、又は高齢者に資する市委託事業の実績がある社会福祉法人のいずれかの法人であって、業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人であること。

包括ランチ及び地域福祉コーディネーター設置事業所の主たる要件

- ① 応募する地区内の地域密着型サービスを提供する自事業所で、包括ランチ及び地域福祉コーディネート業務を併せて実施できること。
- ② 街中にあり、住民が立ち寄りやすい立地であること。
- ③ 建物・設備がバリアフリーであること。
- ④ 拠点に交流スペースを持っていること。
- ⑤ 24時間365日の対応が可能で、365日の窓口を開設できること。
- ⑥ 通う、泊まる、自宅に訪問することが可能であること。
- ⑦ 本業務を受託した場合は、軒下マップ作成の推進を図るため、自事業所利用者の軒下マップを作成することに努めること。
- ⑧ 市が実施する研修会に職員が参加していること。
- ⑨ 介護なんでも110番、キャラバンメイト等、市が推進する取り組みを行っていること。
- ⑩ 活動報告を行う場(協議体)を設置し、活動の報告をし、評価を得ること。なお、運営推進会議を設置している場合は構成メンバーの了解を得たうえで、協議体としてみなすことができる。
- ⑪ 当月の実績報告を翌月の指定日までに市に報告できること。
- ⑫ その他、市が行う事業や取り組みに賛同・協力できること。

人員体制

(1) ①及び②または③の要件を満たす原則常勤職員を拠点に1名配置し、その職員を、業務を主として行う者(以下「管理責任者」という。)とする。

- ① 介護支援専門員または介護福祉士
- ② 在宅高齢者介護業務または高齢者の保健・福祉に関する相談業務に5年以上従事した経験を有する者
- ③ 社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員のいずれかの資格を有する者

(2) 管理責任者は、受託業務に支障のない範囲において、他の業務と兼務することができるものとする。ただし、併設する地域密着型サービス事業所の管理者、介護支援専門員との3兼務は原則認めず、2兼務までとするが、契約締結日から平成29年3月31日までは3兼務を可能とする。

(3) 管理責任者が、併設する地域密着型サービス事業所の職員と兼務する場合は、市が定める地域密着型サービス事業所の人員配置基準を満たした上で、さらに、常勤換算で0.5人分の加配を行うこと。

業務対応時間

拠点開設日及び時間 24時間365日対応可能であること。

緊急時等の対応が困難な事態が発生した場合は、運営本体施設等との連携による対応としても差し支えないこととする。

<今後のスケジュール予定>

内 容	日 程
公募のお知らせ	6月7日(火)
質問受付・回答	6月8日(水)～6月24日(金)
応募書類の受付	6月8日(水)～7月15日(金)
選定会(書面審査)	8月中旬
選定会内示	8月中
地域包括支援センター運営協議 会報告	9月中
受託候補者の決定	9月中
業務移行準備(連絡・勉強会)	9月中 ※研修は別途
業務実施(契約等)	10月を予定